

国民健康保険のしくみ③

前回1月15日号では医療費の支払いの流れについてお伝えしました。今回は国保税の仕組みと国保事業全体のお金の流れをお話します。



支え合い、健康で安心して暮らせる
にかほ市を目指して

税率は県内2番目の安さ

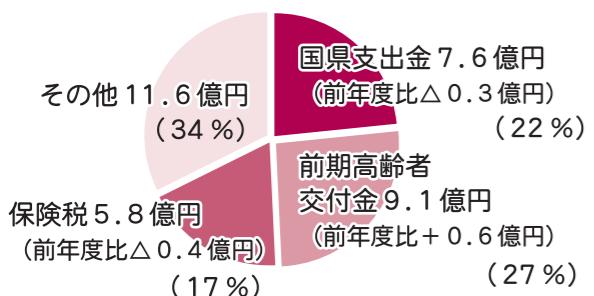
ど的方式を採用するかは市町村の実情に応じて、いずれか一つの方式を選択して算定することになります。

象金額を加入者数で割った一人当たりの医療分の課税標準額は「550、183円」で、県内2番目に高い金額となっています。これは、所得割を算定する際の基になるもので、高いほど加入者の所得が高いということです。一方実際には一人当たりいくら課税されているかと、医療分だけでみれば「43、800円」で県内25市町村中、2番目の安さです。つまり、税率が低いため集まる金額が少ないということになります。実際所得割の税率は県内2番目に低い税率となっています。一方、一人当たりの医療費をみると県内で高いほうから7番目の「386、514円」となっています。これは保険で賄う分、被保險者自己負担分を合わせた金額です。

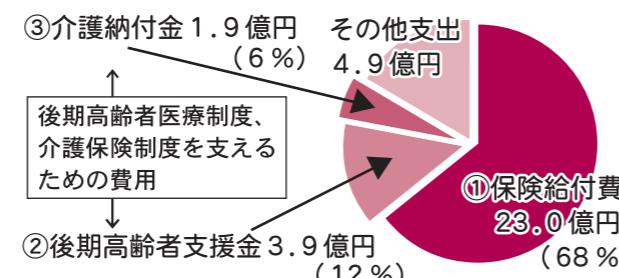
収支の均衡が図れず

出ていくお金と入ってくるお金の均衡が図られていれば、集めるお金が少なくとも問題はありませんが、国民健康保険事業は平成22年度からは毎年赤字が続いています。26年度決算では1億1千5百万円で、単年度收支赤字累積額は3億6千8百万円に上ります。これまで繰越金や、今まで積み立ててあった基金があつたために、これらを毎年取り崩して赤字補てんに充ててきました。しかしこの状態は、収支のバランスが図られているとは到底言い難いのです。そして、単年度で黒字にならないと新たに基金として積み立てることができないため、補てんする財源が尽きてしまうのは目に見えていることです。事実、22年度には3億9千3百万円あつた繰越金は、27年度には4千万円、基金は1億4千百万円ありました。が、26年度から取り崩して27年度決算時には1億を切る見通しです。国保事業でのひと月の医療費の支払いが約2億円という状況からみると、今の基金保有額は決して十分とは言えません。

【歳入計 34.1 億円（前年比△0.4 億円）】



【歳出計 33.7 億円（前年比 + 0.6 億円）】



歳出は、①保険給付費（医療費の支払い）、②後期高齢者支援金、
③介護納付金の3経費で歳出全体の約86%を占めています。

類を見ない相互扶助

- ・ その年の保険税をしきりと納めること
- ・ ジェネリック医薬品を希望するなど、医療費の節約に努めていただくこと
- ・ 特定健診を毎年受診し、健康を維持していただくこと
- ・ これらはすべて将来の保険税の値上げを最小限に留めることができるべきな一歩です。

国保事業が赤字の保険者はにかほ市に限つたことではなく、26年度決算では県内25市町村中21の保険者は単年度収支が赤字でした。どの保険者も抱える問題です。にかほ市は被保険者の負担抑制のために保険税率を平成20年度から据え置いてきました。しかし医療費の推移と重ね合わせると単年度赤字という現実があります。

国民皆保険は世界でも類を見ないすばらしい相互扶助の制度です。その恩恵を受けるのも、また支え合うのも皆さんです。安心して医療が受けられるこの制度の財政健全化のために、ご協力をお願いします。

「保健事業に要する経費」

特定健診等を行うための経費で、健診を通じ被保険者の生活習慣を改善して健康増進、病気の発症予防につなげ、医療費の適正化を目指すためのものです。

「事務的経費」

国保事業を行うための人件費等です。このほかに、すべての保険者で支え合うための後期高齢者支援金、介護納付金があります。26年度決算ではそれぞれ3億9千万円、1億8千9百万円の支出となりました。また、県内の保険者がお金を出し合つて医療費が高額になつたときに入金も出しています。

交付される「共同事業」に拠出

は主に保険給付に要する費用です。言い換えれば国庫補助金や交付金を除いた額で不足する額を、保険税で賄わなければいけないということです。

にかほ市の国保税は、前年の所得金額を元に算定される「所得割」、加入者一人につき算定される「均等割」で計算されます。これを二方式といいます。このほかに固定資産を基にした資産割、一世帯に係る平等割から計算される四方式、資産割を算定しない三方式があります。

県内のほとんどが三方式を採用していて、二方式を採用しているのはにかほ市だけとなっています。

3つの事業に大別

国保事業の費用は「保険給付に必要な経費」「保健事業に要する経費」「事務的経費」の三つに大別されます。

公費負担が高いのが特徴